

総括

1 八尾市の概況

本市は、信貴、生駒の山なみに連なる高安山とその麓に広がる広大な河内平野を有し、大都市の近隣としては、稀な自然環境に恵まれたまちであり、昭和23年の市制施行以来、住宅と産業をあわせもつ都市として発展しながら現在に至っている。

市域面積は、41.71km²、人口は、273,883人、世帯数は、114,898世帯である（平成19年3月31日現在）。

本市の農業について、農家戸数や経営耕地面積は、減少傾向を示しているが、野菜類、花き・花木、植木類等は、本市の特産品として評価が高い。

工業については、金属・機械・プラスチック・電気機械器具製造等を中心とした中小企業が多い。

商業については、近鉄八尾駅周辺におけるデパートを中心とした販売・サービス業の集積、大型スーパーマーケットや専門店、コンビニエンスストア等の進出が目立ってきている。

2 清掃事業の沿革

昭和23年 4月	八尾市制施行(南河内郡八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村及び西郡村が合併)。 ごみの処理は、自家処理(農家)や個人業者の収集、運搬及び埋立地投棄がおこなわれていた。 し尿の汲取処分は、自家処分や個人経営により農家還元がおこなわれていた。
昭和23年 11月	「八尾市塵芥処理条例」及び「八尾市塵芥処理手数料条例」を制定。 ごみの週1回収集 手数料 月額 20円 衛生課に清掃監督を設置し、旧町村毎の業務を統轄。
昭和24年 3月	「八尾市墓地使用条例」を制定。
昭和25年 5月	「八尾市火葬場使用料条例」を制定。
昭和29年 4月	「清掃法」公布。 「八尾市清掃条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を制定。 ごみ処理の手数料を変更。 収集手数料 月額 30円 肩引き車を廃止。
昭和29年 11月	し尿処理の手数料を定め、汲取業者に6業者を許可。 し尿汲取手数料(一般家庭) 便槽1個につき 3人以下の世帯 月額 40円 4人以上の世帯 月額 50円 特殊手数料 36リットルにつき 10円 (官公庁、会社商店、寄宿舎、興行場、旅館、アパート、食堂、遊技場、共同便所、その他)
昭和30年 2月	河内市大字福万寺及び上之島の区域を編入。
昭和30年 4月	中河内郡南高安町、高安村及び曙川村と合併。

昭和32年	4月	南河内郡志紀町と合併。 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 月額 50円 5人以下の世帯 月額 70円 6人以上1人増すごとに 10円 2 特殊手数料 18リットルにつき 10円
昭和35年	4月	ごみ処理の手数料を変更。 一般家庭4人まで 月額 40円 5人以上 月額 50円
昭和36年	4月	「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書」を調印。
昭和36年	9月	八尾市清掃協同組合設立。
昭和37年	4月	「八尾市立衛生処理場条例」を制定。 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 1回につき 70円 4人以上1人増すごとに 20円 2 特殊手数料 18リットルにつき 15円
昭和37年	5月	「八尾市立衛生処理場条例施行規則」を制定。
昭和37年	6月	衛生処理場第一工場が完成。 処理能力 90キロリットル/日
昭和38年	8月	清掃課を設置し、ごみ処理の手数料収納業務を収税課より移管。
昭和39年	4月	松原市若林町及び大堀町の区域のうち、大和川の中心線以北の区域を編入。 埋立処分地の作業能率向上のためブルドーザーを購入。
昭和39年	6月	「八尾市墓地使用条例施行規則」を制定。 衛生課より衛生処理場を設置。
昭和39年	8月	「八尾市火葬場使用料条例」を改正し、「八尾市火葬場条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例」を改正し、「八尾市墓地条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例施行規則」を改正し、「八尾市墓地条例施行規則」に変更。 八尾市立衛生処理場運営審議会を設置。
昭和39年	10月	「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交換。
昭和40年	4月	山城町一丁目他2地区600世帯をモデル地区に指定し、ごみの週2回収集を試行。 機材整備5ヶ年計画を策定し、四輪特殊架装車を購入。
昭和41年	4月	不法投棄処理専用車(ユニックローダー)を購入。
昭和41年	5月	大阪市 清掃局 八尾工場(焼却工場)が完成、9月より稼動。 基準能力 450t/24時間
昭和41年	6月	衛生処理場第一工場を増設。 処理能力 135キロリットル/日
昭和41年	7月	大阪市と「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結。
昭和41年	9月	ごみの週2回収集のモデル地区を拡大(3,000世帯)。 市内の一部でダストボックス収集方式を開始。

昭和42年	4月	死獣処理専用車を購入。
昭和42年	5月	小型バキューム車(500リットル)を購入、八尾市清掃協同組合に無償で貸与。 八尾市清掃協同組合保有台数 1.8キロリットル積載車 24台 0.5キロリットル積載車 1台 計25台
昭和43年	3月	「八尾市火葬場条例」を全部改正。
昭和43年	4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 1回につき 100円 6人以下の世帯 1回につき 150円 7人以上の世帯 1回につき 200円 2 特殊手数料 18リットルにつき 25円 衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 180リットルにつき 20円
昭和43年	10月	ごみの週2回定曜日収集を全市域で実施。 高美町五丁目に清掃庁舎が完成。
昭和45年	1月	衛生処理場の地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げを中止し、府営工業用水(5,000t/日)に切替。
昭和45年	3月	衛生処理場第二工場が完成。 130キロリットル/日 衛生処理場第一工場と第二工場をあわせた処理能力 265キロリットル/日
昭和45年	4月	一般家庭のごみ手数料を無料化。 営業用手数料 ポリ容器 45リットル入り 1個 月額 200円 ダストボックス 1個 月額 2,500円
昭和45年	12月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)」公布。
昭和47年	3月	「八尾市清掃条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を制定。
昭和47年	4月	ごみ処理の手数料を変更。 営業用手数料 ポリ容器 45リットル入り 1個 月額 200円 ダストボックス 1個 月額 4,500円 臨時収集 1tにつき 4,000円
昭和47年	5月	粗大ごみの月1回定曜日収集を開始。
昭和47年	12月	清掃庁舎を増築。
昭和48年	2月	清掃制度改善委員会を設置。汲取業者の公社化の検討を開始。
昭和48年	7月	廃棄物破砕工場が完成。 処理能力 100t/5時間
昭和48年	10月	衛生処理場両工場を増改築。 処理能力 380キロリットル/日
昭和48年	11月	清掃改善対策室を設置。

昭和49年	4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 200円 人頭割 1人1回 50円 2 従量制 18リットル 80円
昭和50年	4月	ごみ処理の手数料を変更。 終末処分のみ 3,000円
昭和50年	6月	「八尾市火葬場条例施行規則」を制定。
昭和50年	7月	保健衛生部を生活環境部に名称変更。 清掃改善対策室を廃止。
昭和50年	8月	財団法人八尾市清協公社設立。し尿収集業務等を委託。
昭和51年	2月	八尾市公害対策審議会に「八尾市の環境保全に関する方策について」諮問。
昭和51年	3月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を制定。
昭和51年	4月	衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 1.8キロリットル 500円
昭和51年	8月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則」を制定。
昭和54年	5月	廃棄物処理施設対策室を設置。
昭和54年	10月	ごみ処理の手数料を変更。 事業系一般廃棄物 週2回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 300円 週3回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 1,000円 週4回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 1,500円 週5回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 2,500円 週6回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 3,000円
昭和55年	1月	市内の一部(長池地区福祉委員会傘下25町会3,100世帯)をモデル地区とし、ごみの分別収集(「可燃」「不燃」「粗大」)及び有価物集団回収奨励金交付制度を試行。
昭和55年	4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 300円 人頭割 1人1回 150円 2 従量制 18リットル 120円
昭和55年	7月	市内全域でごみの分別収集及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg当たり2円)を実施。
昭和58年	5月	「浄化槽法」公布。
昭和59年	2月	不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)が完成。処理能力 30t/5時間 廃棄物破碎工場とリサイクルプラザをあわせて廃棄物処理センターに名称変更。
昭和61年	4月	生活環境部と市民経済部を統合し、市民生活部として改編。
昭和62年	4月	有価物集団回収奨励金を1kg当たり3円に改正。
平成元年	4月	有価物集団回収奨励金を1kg当たり4円に改正。

平成元年 12月	衛生処理場更新検討委員会を設置。
平成3年 4月	「再生資源の利用の促進に関する法律(改正後名称:資源の有効な利用の促進に関する法律)」公布。
平成4年 4月	市民生活部を環境部と市民部に再編。 清掃事業所をごみ減量課と清掃事業所に分課。 廃棄物処理施設対策室を廃止。
平成4年 10月	ごみ及びその他の廃棄物処理の手数料を変更。 1 事業用手数料 週2回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 600円 週3回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 2,000円 週6回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 6,000円 2 事業用以外の臨時手数料 積載量1tにつき 6,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合のみは、1tにつき 4,000円 3 その他の廃棄物 犬、猫等の死体 1匹につき 2,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合のみは、1匹につき 1,000円 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 400円 人頭割 1人1回 200円 2 従量制 18リットル 160円
平成5年 3月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定。
平成5年 4月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を制定。
平成5年 6月	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施。
平成5年 11月	「環境基本法」公布。
平成6年 10月	美園地区周辺(美園地区・久宝寺地区・八尾第2地区福祉委員会傘下23町会約3,000世帯)をモデル地区とし、ごみの5種分別(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を指定袋制により試行。
平成7年 3月	大阪市 環境事業局 八尾工場の新工場が完成、翌月より稼動。 基準能力 600t/24時間 衛生処理場の新処理場が完成。 処理能力 275キロリットル/日
平成7年 6月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布。
平成8年 3月	一般廃棄物最終処分場が完成。 敷地面積 19,733㎡ 埋立地面積 12,300㎡ 全体容量 70,000m ³
平成8年 4月	ごみ減量課、清掃事業所、衛生処理場を環境事業課、環境施設課に再編。 環境事業課ごみ政策室を設置。

平成 8 年 10 月	<p>ごみの 5 種分別指定袋制(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大)」を全市民協力のもとに実施。</p> <p>事業用ごみ手数料</p> <p>ア 基本手数料</p> <p>可燃収集 1 回 1 袋につき 100 円</p> <p>可燃以外の収集 1 回 1 袋につき 60 円</p> <p>イ 特別手数料</p> <p>可燃収集が週 3 回のとき 1 袋につき月額 1,000 円</p> <p>可燃収集が週 6 回のとき 1 袋につき月額 4,000 円</p> <p>週 2 回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週 3 回以上の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。</p> <p>生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を実施。</p>
平成 9 年 4 月	<p>「容器包装リサイクル法」一部施行。</p> <p>有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 5 円に改正。</p> <p>環境事業課管理係、推進係をごみ政策室と業務係に統合。</p>
平成 9 年 9 月	<p>一般廃棄物最終処分場にペットボトル減容機を設置し、ストックヤードの整備をおこなう。</p>
平成 9 年 10 月	<p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、ペットボトルの回収を実施。</p>
平成 9 年 11 月	<p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会設立。翌月より販売店等によるペットボトルの回収開始。</p>
平成 10 年 6 月	<p>「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布。</p>
平成 10 年 10 月	<p>清掃庁舎の土曜閉庁に伴いごみ収集曜日を変更。</p> <p>有価物集団回収事業回収業者報償金制度を実施。</p> <p>大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議との共催により、環境啓発イベント「リサイクルフェア'98 大阪 in やお」を総合体育館(ウイング)にて開催。</p>
平成 11 年 5 月	<p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、充電式電池(二次電池)の回収を実施。</p>
平成 11 年 10 月	<p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会により、八尾市ごみ減量・リサイクル推進店(ごみ減量とリサイクルに取り組むお店)認定制度を実施。</p>
平成 12 年 2 月	<p>「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を制定。</p>
平成 12 年 3 月	<p>八尾市廃棄物減量等推進審議会を設置。</p>
平成 12 年 4 月	<p>「容器包装リサイクル法」完全施行。</p> <p>環境事業課ごみ政策室と環境総務課の企画・総務部門を統合して、環境政策室を設置。</p> <p>家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施。</p>
平成 12 年 6 月	<p>「循環型社会形成推進基本法」公布。</p>
平成 13 年 4 月	<p>「家電リサイクル法」施行。</p> <p>粗大ごみ等の電話等による予約制度を実施。</p> <p>事業用以外のごみ手数料</p> <p>臨時手数料(特定家庭用機器廃棄物を除く)</p> <p>積載量 1t につき 6,000 円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円</p> <p>特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料</p> <p>1 個につき 2,500 円</p>

平成13年 9月	「八尾市火葬場条例」を改正し、「八尾市斎場条例」に変更。
平成13年 10月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「施設整備への対応に関する中間報告」中間答申。
平成13年 11月	八尾市立斎場が完成。翌年2月より供用開始。
平成13年 12月	「八尾市火葬場条例施行規則」を改正し、「八尾市斎場条例施行規則」に変更。
平成14年 2月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本方策について」答申。
平成14年 12月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成15年 6月	「八尾市墓地条例」を全部改正(施行日は平成15年7月)。 「八尾市墓地条例施行規則」を全部改正(施行日は平成15年7月)。
平成15年 9月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定。
平成16年 6月	「八尾市納骨堂条例」を制定(施行日は平成17年1月)。
平成16年 12月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を全部改正(施行日は平成17年10月)。
平成17年 1月	「八尾市納骨堂条例施行規則」を制定。
平成17年 9月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を全部改正(施行日は平成17年10月)。
平成18年 6月	事業系一般廃棄物(可燃)の許可制度を実施。
平成19年 2月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。

3 資源循環課・環境事業課・環境施設課 事務分掌

資源循環課

□ 減量推進係

- ① 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪市環境事業局等に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。

□ 指導係

- ① 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

環境事業課

□ 庶務係

- ① 作業中の事故及び災害の処理に関すること。
- ② あき地管理の調査及び指導に関すること。
- ③ 衛生思想の普及及び向上並びにねずみ及び衛生害虫等の駆除に関すること。
- ④ 清掃庁舎の管理に関すること。
- ⑤ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関すること。
- ⑥ ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- ⑦ 作業用自動車の維持管理に関すること。

□ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関すること。
- ② 臨時収集及び不法廃棄の処理に関すること。
- ③ ごみ収集作業の指導に関すること。
- ④ ごみ処理手数料の査定に関すること。
- ⑤ 作業用自動車の運行管理に関すること。
- ⑥ ごみの分別排出の指導に関すること。

環境施設課

□ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関すること。
- ② 廃棄物処理センターの管理運営に関すること。
- ③ 廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- ④ 衛生処理場の管理運営に関すること。
- ⑤ し尿収集に関すること。
- ⑥ 財団法人八尾市清協公社の監督及び指導に関すること。
- ⑦ 浄化槽清掃業等の許可に関すること。
- ⑧ 公衆便所の管理に関すること。
- ⑨ 墓地及び斎場に関すること。
- ⑩ 環境施設の整備に関すること。
- ⑪ 八尾市柏原市火葬場組合に関すること。

4 職員数（清掃事業関係）

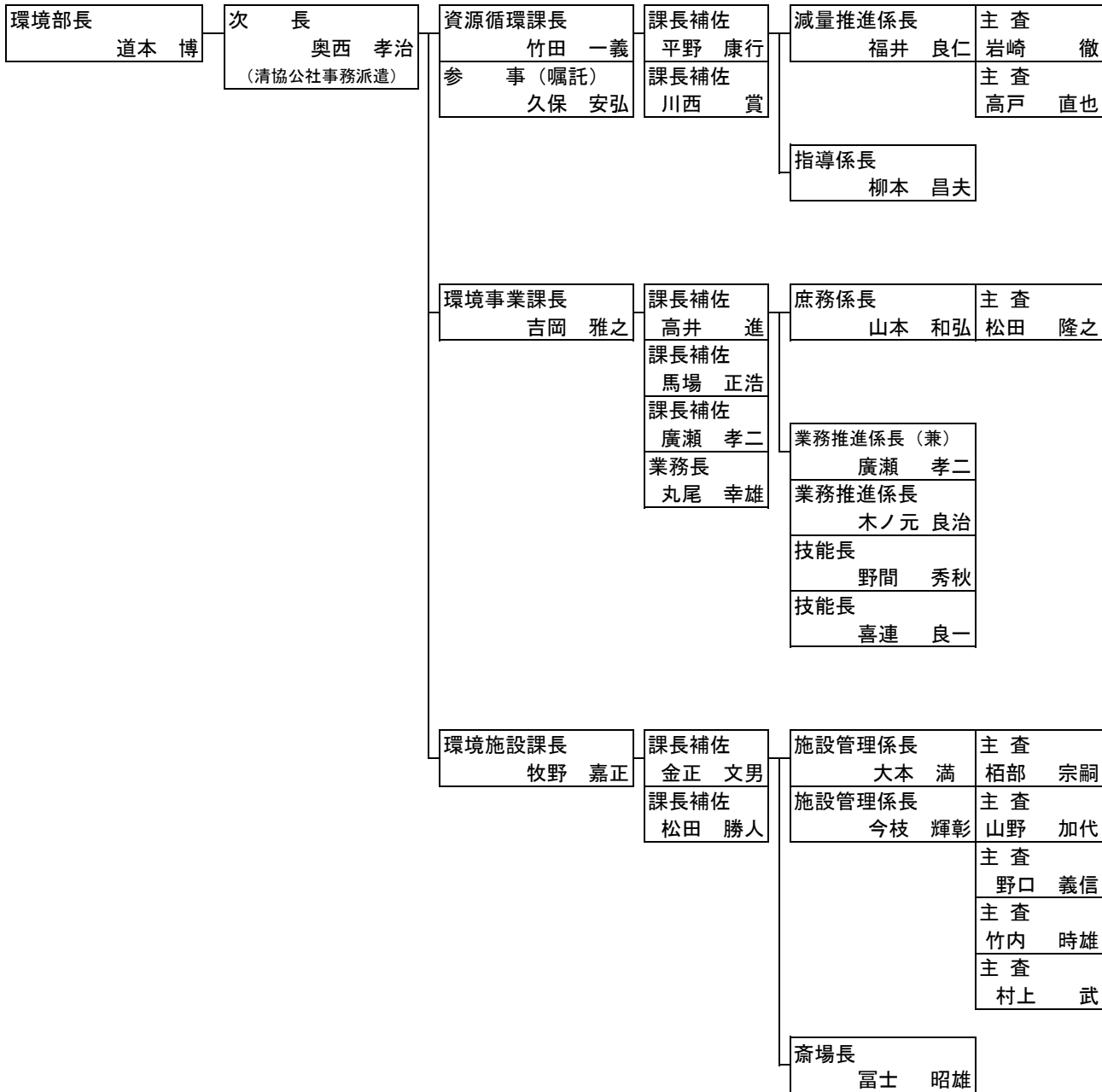
（平成19年7月1日現在）

	部 長	理 事	次 長	課 長	参 事	課 長 補 佐	主 幹	係 長	主 査	作 業 長	主 事	主 事 補	技 師	指 導 員	技 能 員	労 務 員	合 計
資源循環課	—	—	—	1	1	2	0	2	2	0	0	1	0	1	1	2	13
減量推進係	—	—	—	—	—	—	—	1	2	0	0	1	0	0	0	0	4
指導係	—	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	0	0	1	1	2	5
環境事業課	—	—	—	1	0	4	0	4(1)	1	9	0	1	1	0	58	91	170
庶務係	—	—	—	—	—	—	—	1	1	0	0	1	1	0	1	0	5
業務推進係	—	—	—	—	—	—	—	3(1)	0	9	0	0	0	0	57	91	161
環境施設課	—	—	—	1	0	2	0	3	5	0	1	0	0	3	2	2	19
施設管理係	—	—	—	—	—	—	—	2	3	0	1	0	0	0	0	0	6
廃棄物処理センター	—	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0	0	0	1	1	0	3
最終処分場	—	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0	0	0	1	0	2	4
斎場	—	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	0	0	1	1	0	3
環境部	1	0	2	3	1	8	0	9(1)	8	9	1	2	1	4	61	95	205

- (注) ・部長・理事・次長については、環境部の行にのみ記載。
 ・係長兼務の課長補佐については、課の行の課長補佐の欄に記載し、係長の欄には括弧内で記載。また、係の行にも括弧内で記載。
 ・環境事業課の課長補佐の欄には業務長を、係長の欄には技能長を含む。
 ・場長は係長欄に記載。
 ・新規採用職員・再任用職員を含む。
 ・部及び課の行の合計については、括弧内の数字を含まない。
 但し、係の行の合計については括弧内の数字を含む。

5 環境部機構図（清掃事業関係）

（平成19年7月1日現在）



6 決算（清掃事業関係）

歳入

(単位:円)

区分	平成17年度決算	平成18年度決算
使用料及び手数料	722,703,008	631,700,274
使用料	37,056,528	30,915,314
総務使用料	104,828	86,214
土地建物使用料	104,828	86,214
庁舎敷地等使用料	104,828	86,214
衛生使用料	36,951,700	30,829,100
墓地使用料	220,050	0
墓地使用料	220,050	0
斎場使用料	30,021,400	30,292,600
斎場使用料	30,021,400	30,292,600
納骨堂使用料	856,500	536,500
納骨堂使用料	856,500	536,500
衛生処理場使用料	5,853,750	0
衛生処理場使用料	5,853,750	0
手数料	685,646,480	600,784,960
衛生手数料	685,646,480	600,784,960
保健衛生手数料	0	441,816
墓地管理手数料	0	441,816
清掃手数料	685,646,480	600,343,144
塵芥処理手数料	519,660,210	447,517,624
し尿汲取手数料	165,546,270	152,825,520
一般廃棄物処理業許可申請手数料	405,000	0
浄化槽清掃業許可申請手数料	35,000	0
国庫支出金	0	121,943,000
国庫補助金	0	121,943,000
衛生費国庫補助金	0	121,943,000
清掃費補助金	0	121,943,000
低公害車重点導入推進事業費補助金	0	0
廃棄物処理施設整備事業費補助金(①)	0	121,943,000
府支出金	306,600	315,000
府補助金	306,600	315,000
衛生費府補助金	306,600	315,000
保健衛生費補助金	306,600	315,000
死体犬(猫)処理費補助金	306,600	315,000
諸収入	258,385,425	253,376,479
市預金利子	22	1,305
市預金利子	22	1,305
預金利子	22	1,305
市歳計現金等預金利子	22	1,305
貸付金元利収入	220,000,000	200,000,000
(財)八尾市清協公社貸付金返還金	220,000,000	200,000,000
(財)八尾市清協公社貸付金返還金	220,000,000	200,000,000
(財)八尾市清協公社貸付金返還金	220,000,000	200,000,000
雑入	38,385,403	53,376,479
雑入	38,385,403	53,376,479
車両事故等保険金収入	639,653	100,000
車両事故等保険金収入	639,653	100,000
塵芥処理工場有価物売却収入	29,293,102	44,827,244
塵芥処理工場有価物売却収入	29,293,102	44,827,244
雑入	8,452,648	8,447,930
電気・ガス・水道料等負担金	811,881	557,055
公衆電話設置手数料	8,520	9,650
過年度支出金返還金	109,000	0
健康被害予防事業助成金(施設等整備事業)	337,287	0
車両事故負担金	0	825,225
その他	7,185,960	7,056,000

※①の再掲

通次繰越分	0	78,002,000
現年度分	0	43,941,000

歳出

(単位：円)

区分		平成17年度決算	平成18年度決算
4	衛生費	4,665,538,942	4,851,202,950
1	保健衛生費	142,468,871	141,740,982
2	予防費	30,399,984	30,290,007
1 3	委託料	30,399,984	30,290,007
5	墓地火葬場費	112,068,887	111,450,975
2	給料	12,598,900	12,662,700
3	職員手当等	15,349,148	14,827,745
8	報償費	0	0
9	旅費	0	0
1 1	需用費	41,919,727	45,840,665
1 2	役務費	508,116	349,669
1 3	委託料	36,098,676	35,901,270
1 4	使用料及び賃借料	476,820	148,926
1 5	工事請負費	4,567,500	945,000
1 9	負担金補助及び交付金	550,000	550,000
2 3	償還金利子及び割引料	0	225,000
2	清掃費	4,523,070,071	4,709,461,968
1	清掃総務費	476,733,830	512,573,759
1	報酬	0	278,000
2	給料	105,572,950	108,882,200
3	職員手当等	87,709,002	93,325,206
8	報償費	102,040,604	98,607,485
9	旅費	146,540	200,490
1 1	需用費	25,645,532	26,584,744
1 2	役務費	7,079,650	8,200,308
1 3	委託料	130,095,440	144,741,656
1 4	使用料及び賃借料	7,760,879	6,685,974
1 6	原材料費	0	66,540
1 8	備品購入費	459,900	288,225
1 9	負担金補助及び交付金	6,716,818	21,499,657
2 2	補償補填及び賠償金	503,515	18,074
2 7	公課費	3,003,000	3,195,200
2	塵芥処理費	2,564,754,571	2,502,787,682
2	給料	672,015,271	658,286,911
3	職員手当等	602,261,492	579,241,530
1 1	需用費	63,456,216	67,161,977
1 2	役務費	2,696,114	3,218,554
1 3	委託料	1,222,891,283	1,192,671,168
1 4	使用料及び賃借料	97,545	1,145,130
1 6	原材料費	1,336,650	968,612
1 9	負担金補助及び交付金	0	93,800

3	塵芥処理工場費	184,831,331	164,766,736
2	給料	15,896,400	13,107,600
3	職員手当等	14,585,653	11,757,840
1 1	需用費	75,781,072	68,159,277
1 2	役務費	312,227	345,721
1 3	委託料	75,733,069	70,841,688
1 4	使用料及び賃借料	1,186,710	210,210
1 8	備品購入費	0	136,500
1 9	負担金補助及び交付金	1,128,300	0
2 7	公課費	207,900	207,900
4	し尿処理費	1,022,596,902	951,803,052
1 1	需用費	103,383	93,555
1 3	委託料	772,420,759	751,390,737
2 1	貸付金	250,000,000	200,000,000
2 3	償還金利息及び割引料	72,760	318,760
5	衛生処理場費	246,292,313	248,122,808
2	給料	15,432,900	10,089,274
3	職員手当等	12,165,298	7,344,548
9	旅費	2,780	4,720
1 1	需用費	121,019,714	137,388,622
1 2	役務費	210,858	188,834
1 3	委託料	66,435,016	62,371,341
1 4	使用料及び賃借料	1,113,378	1,113,378
1 6	原材料費	27,504,769	27,490,391
1 9	負担金補助及び交付金	2,407,600	2,131,700
6	清掃施設整備事業費	31,794,000	63,547,105
1 5	工事請負費	0	4,149,600
1 8	備品購入費	31,794,000	59,397,505
7	廃棄物処理施設整備事業費②	42,696,150	265,860,826
8	報償費	168,000	66,150
9	旅費	2,780	487,930
1 1	需用費	121,019,714	208,576
1 2	役務費	210,858	29,925
1 3	委託料	42,528,150	5,191,490
1 4	使用料及び賃借料	66,435,016	7,300
1 5	工事請負費	0	259,847,655
1 8	備品購入費	31,794,000	21,800

※②の再掲

1 3	委託料		
	通次繰越分	0	868,000
	現年度分	0	4,323,490
1 5	工事請負費		
	通次繰越分	0	94,289,655
	現年度分	0	165,558,000

平成18年度 細目別 決算

(単位:円)

目	細目	決 算 額
予防費		30,290,007
	環境衛生防疫活動経費	30,290,007
墓地火葬場費		111,450,975
	給料・職員手当	27,490,445
	市営墓地管理運営経費	9,063,591
	八尾市柏原市火葬場組合分賦金	550,000
	斎場管理運営経費	74,304,479
	納骨堂管理運営経費	42,460
清掃総務費		512,573,759
	給料・職員手当	202,207,406
	廃棄物減量等推進審議会委員20人分報酬	278,000
	あき地の適正管理に関する経費	91,560
	公衆便所管理運営経費	6,869,301
	有価物集団回収奨励経費	82,579,109
	ごみ減量化推進経費	4,959,545
	指定袋制分別収集経費	123,593,062
	粗大ごみ戸別収集経費	23,930,685
	環境啓発経費	81,995
	フェニックス計画整備推進事業費	18,008,000
	清掃庁倉管理経費	33,919,589
	事務経費	16,055,507
塵芥処理費		2,502,787,682
	給料・職員手当	1,237,528,441
	塵芥焼却委託料	1,185,766,323
	塵芥収集関係経費	60,363,668
	埋立処分地管理運営経費	19,129,250
塵芥処理工場費		164,766,736
	給料・職員手当	24,865,440
	破碎工場管理運営経費	100,770,052
	リサイクルプラザ管理運営経費	39,131,244
し尿処理費		951,803,052
	し尿汲取及び手数料徴収業務委託料	751,390,737
	(財)八尾市清協公社貸付金	200,000,000
	事務経費	412,315
衛生処理場費		248,122,808
	給料・職員手当	17,433,822
	衛生処理場管理運営経費	230,688,986
清掃施設整備事業費		63,547,105
	清掃運搬車購入費	55,324,500
	廃棄物展開検査場整備事業費	8,222,605
廃棄物処理施設整備事業費		265,860,826
	廃棄物処理施設整備事業費	265,860,826
	合計	4,851,202,950

平成18年度 その他人件費・管内旅費 決算

(単位:円)

その他人件費	墓地火葬場費	清掃総務費	塵芥処理費	塵芥処理工場費	衛生処理場費	計
資源循環課	0	26,824,102	0	0	0	26,824,102
環境事業課	0	8,964,496	370,764,854	0	0	379,729,350
環境施設課	28,400,302	13,553,139	31,500,788	3,846,465	2,959,616	80,260,310
計	28,400,302	49,341,737	402,265,642	3,846,465	2,959,616	486,813,762
管内旅費	墓地火葬場費	清掃総務費	塵芥処理費	塵芥処理工場費	衛生処理場費	計
資源循環課	0	49,680	0	0	0	49,680
環境事業課	0	7,100	15,580	0	0	22,680
環境施設課	0	30,240	11,300	0	4,000	45,540
計	0	87,020	26,880	0	4,000	117,900

注：その他人件費とは、共済費、退職手当、嘱託員・アルバイト賃金の合計。
部長、理事及び専任次長を除く。

平成18年度 清掃事業原価計算総括表（共済費・退職手当・アルバイト賃金・管内旅費を含む。）

（単位：円）

	ごみ関係経費 決算総額	非原価 該当額	原価総額	ごみ処理事業部門原価								し尿収集 運搬費	し尿・浄化槽 汚泥処理費
				収集運搬部門	中間処理部門			埋立処分部門	計				
					焼却処理 部門	破碎処理 部門	選別処理 部門			小計			
清人件費	1,920,333,131	0	1,920,333,131	1,760,331,651	0	94,974,146	0	94,974,146	65,027,334	1,920,333,131	0	20,393,438	
掃報償費	98,673,635	0	98,673,635	98,607,485	0	66,150	0	66,150	0	98,673,635	0	0	
掃旅費	802,320	0	802,320	272,850	0	518,170	0	518,170	11,300	802,320	0	8,720	
事需用費	159,866,827	0	159,866,827	81,308,310	0	66,468,261	2,152,704	68,620,965	9,937,552	159,866,827	93,555	137,388,622	
業諸役務費	11,794,508	0	11,794,508	11,000,951	0	497,382	78,264	575,646	217,911	11,794,508	0	188,834	
委託料	1,408,732,888	0	1,408,732,888	140,028,542	1,185,766,323	39,269,402	36,763,776	1,261,799,501	6,904,845	1,408,732,888	751,390,737	62,371,341	
使用料及び賃借料	8,048,614	0	8,048,614	6,824,574	0	217,510	0	217,510	1,006,530	8,048,614	0	1,113,378	
工事請負費	263,997,255	0	263,997,255	4,149,600	0	259,847,655	0	259,847,655	0	263,997,255	0	0	
経原材料費	1,035,152	0	1,035,152	66,540	0	0	0	0	968,612	1,035,152	0	27,490,391	
係備品購入費	4,519,530	0	4,519,530	4,361,230	0	21,800	136,500	158,300	0	4,519,530	0	0	
負担金補助及び交付金	21,581,457	0	21,581,457	3,479,657	0	0	0	0	18,101,800	21,581,457	0	2,131,700	
決貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000,000	0	
算補償補填及び交付金	30,074	0	30,074	18,074	0	12,000	0	12,000	0	30,074	0	0	
償還金利子及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318,760	0	
公課費	3,403,100	0	3,403,100	3,195,200	0	207,900	0	207,900	0	3,403,100	0	0	
小計	1,982,485,360	0	1,982,485,360	353,313,013	1,185,766,323	367,126,230	39,131,244	1,592,023,797	37,148,550	1,982,485,360	951,803,052	230,692,986	
額車両購入費	55,324,500	0	55,324,500	55,324,500	0	0	0	0	0	55,324,500	0	0	
計	3,958,142,991	0	3,958,142,991	2,168,969,164	1,185,766,323	462,100,376	39,131,244	1,686,997,943	102,175,884	3,958,142,991	951,803,052	251,086,424	
総原価	—	—	3,958,142,991	2,168,969,164	1,185,766,323	462,100,376	39,131,244	1,686,997,943	102,175,884	3,958,142,991	951,803,052	251,086,424	
処理量（単位：t）	—	—	96,386.34	64,956.33	91,919.87	9,429.46	2,818.73	94,732.63	1,653.71	—	30,792	66,366	
単位当たり原価	—	—	41,065	33,391	12,900	49,006	13,883	17,808	61,786	—	30,911	3,783	
人口一人当たりの原価	—	—	14,452	7,919	4,329	1,687	143	6,160	373	—	30,194	—	
一世帯当たりの原価	—	—	34,449	18,877	10,320	4,022	341	14,683	889	—	84,350	—	

総人口 273,883 人 *中間処理部門の処理量の小計欄は、複数の処理工程を経る場合があるため、各部門別の計とは一致しない。 総汲取人口 31,523 人
 世帯数 114,898 世帯 汲取世帯数 11,284 世帯